

公益社団法人東京都向島歯科医師会定款施行規則

第1章 会 員

(会員の種別)

- 第1条 定款第5条の正会員は、第1種会員及び第2種会員を以って構成する。
- 2 第1種会員は、墨田区内の診療所、病院又はその他の職場において就業し、開設者又は部課医長として責任ある立場の歯科医師とする。
 - 3 第2種会員は、墨田区内の診療所又は病院に所属する第1種会員以外の歯科医師とする。
 - 4 会員の種別につき特別の事情のある者については調査資料に基づき理事会でこれを定める。
 - 5 特別会員は第1種会員、第2種会員、終身会員が、廃業、または就業地を墨田区外に移動した場合にあっても、引き続き本会の会員として籍を残すことを希望した場合、また住所のみを有する歯科医師が入会を希望した場合における希望者とする。
 - 6 名誉会員はこの法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者とする。
 - 7 賛助会員はこの法人の目的に賛同する個人又は団体とする。

(会費)

- 第2条 第1種会員の会費及び負担金は、定款第7条第1項の規定に基づく。
- 2 第2種会員の会費は第1種会員の会費の半額とする。
 - 3 正会員および特別会員から徴収した会費は、その額に100分の20を乗じて得た額を公益目的事業に使用し、その額に100分の80を乗じて得た額を公益目的事業以外の事業及び管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。
 - 4 本会は総会において必要と認めるときは、正会員から総会において定める額を特別会費として徴収することができる。
 - 5 正会員から徴収する特別会費の用途は総会により定める。
 - 6 特別会員、賛助会員の会費は、定款第7条第2項の規定に基づく。
 - 7 賛助会員から徴収した会費は、公益目的事業に使用する。

(入会の手続き)

- 第3条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に歯科医師免許の写しを添付して、本会に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。
- 2 本会に入会しようとする者に対しては、入会申込書に付き諸調査をなし、理事会の決議を経て適格と認められた者を承認し、会員名簿に登録する。
 - 3 次の各号のいずれかに該当するときは、正会員として認めない。(1) 歯科医師関係法規により処分を受け、又は復権しない者。(2) 歯科医師法第4条第1項の各号に該当する者。(3) 歯科医師会の正会員として好ましからざる経歴を有する者。(4) 歯科医師の品位を毀損する行為のあった者。
 - 4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

(入会金)

第4条 本会に入会しようとする者は、定款第7条第1項の規定に基づく入会金を支払わなくてはならない。

- 2 正会員から徴収した入会金は、その額に100分の20を乗じて得た額を公益目的事業に使用し、その額に100分の80を乗じて得た額を公益目的事業以外の事業及び管理業務やその他の法人全般に係る事項に使用する。

(入会金及び会費の額)

第5条 定款第7条に規定する入会金及び会費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 第1種会員 10万円
第2種会員 5万円
賛助会員 なし
特別会員 なし
- (2) 年会費
(定額会費) 第1種会員 7万2千円
第2種会員 3万6千円
特別会員 1万8千円
賛助会員 1万円以上(1口 5000円、2口以上)
- (定率会費) 第1種会員
第2種会員
一医療機関の診療報酬点数1点につき0.03円とし100円の位で四捨五入とする。

(会費等の納入)

- 第6条 本会に入会した正会員又は賛助会員は、本規則第3条第4項に規定する入会決定通知を受けた日から14日以内に、入会金及びその事業年度の会費を、口座振込み又は現金納入の方法により納入しなければならない。
- 2 正会員、特別会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として3月末日までに、口座振込み又は現金納入の方法により納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

- 第7条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、月割りで算出した額を納入するものとする。
- 2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から14日以内とする。

(退会)

- 第8条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。また、退会以外の事由により会員の資格を喪失したときにおいても、会員名簿の登録を抹消する。(高齢会員の殊遇)

第9条 年度末までに、通算30年以上本会正会員であって、満70歳を越え、定款第9条第1項の規定に該当する行為のなかった者は、次年度から終身会員

- として待遇することができる。
- 2 前項によって第1種会員が終身会員の待遇になった場合には、第1条の規定にかかわらず、当該診療所又は病院等に所属する他の歯科医師のうち1名を第1種会員とする。
 - 3 会長は第1項に該当する正会員について、理事会において承認しこれを終身会員とする。
 - 4 終身会員は、敬意を表する為表彰し、定額会費を免除する。但し、定率会費、特別会費は、この限りではない。
(正会員の義務)

第10条 正会員は、定款、諸規則及び決議を遵守し、本会の目的達成に寄与するため日本歯科医師会、東京都歯科医師会の会員であることを要する。
(処分の手続き)

第11条 会長は、会員の行為が定款第9条第1項の規定に該当すると認めるときは、裁定委員会を経て、これを総会にはかり、その決議を求めなければならない。
(復権の審査)

第12条 除名された者は、その後会員の資格を得るために本会に審査を申し出ることができる。

第2章 選挙

(選挙の規則)

第13条 この規則は定款第22条によりこれを設ける。

- 2 選挙は公正に行なうことを要し、本会における一切の選挙はこの規定に定める所によりこれを行なう。

(選挙管理委員会)

第14条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の組織)

第15条 選挙管理委員会は、委員5名、予備委員2名を以って組織し、委員長及び副委員長各1名を委員が互選する。

(委員の選出と任期)

第16条 委員及び予備委員は、総会において選出し、その任期は役員の内任期間と同一とする。

(委員の補充)

第17条 委員に欠員を生じたときは予備委員で補充し、その任期は、定款第25条第2項を準用する。

(委員の辞任)

第18条 委員は、役員候補者となるときは、辞任しなければならない。

(選挙権、被選挙権)

第19条 正会員は、すべて選挙権を有する。但し、被選挙権は、入会后2年を経過した

正会員でなければこれを有しない。

(選挙人名簿)

第20条 選挙人名簿は、この法人の正会員名簿を以ってこれに当る。

(選挙)

第21条 選挙は投票によりこれを行なう。投票は各選挙につき1人1票とする。但し、

総会の決議により投票を省略し、別段の方法によることができる。

(選挙管理委員会の機能)

第22条 選挙権、被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施について生じた疑義は、

選挙管理委員会の決するところによる。

(東京都歯科医師会代議員の選挙)

第23条 この法人は社団法人東京都歯科医師会代議員及び予備代議員(以下代議員と称

す)を選出する。

(選挙の告示)

第24条 選挙期日は、理事会においてこれを定め、会長は選挙の2週間前までにこれを

各選挙人に知らさなければならない。

(締切り期日)

第25条 立候補者の届出の締切りは、総会開催通知発送日前までとする。

(立候補者の手続き)

第26条 前条の候補者は、本会所定の用紙に記入の上、選挙管理委員会に届出なければならない。

但し、推薦候補者にあつては推薦者2名以上の署名捺印ある推薦書と本

人の承諾書を添えなければならない。

(選挙の執行)

第27条 選挙の執行に関しては、選挙管理委員長の指示に従わなければならない。

(投票用紙の交付)

第28条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から投票者に交付する。

2 選挙に出席できない正会員においては書面又は電磁的方法等による事前投票ができ

る。

(秩序維持)

第29条 投票は、厳正静粛に行い、選挙の秩序を乱すような行為をした者に対し選挙管

理委員長はこれを制止し、又は退場させることができる。これにより退場させられ

た者は投票の最後に投票させる。

(投票の終了)

第30条 選挙管理委員長が投票終了を確認したときは、その旨を宣告し投票箱を閉鎖す

る。

2 前項の宣告があつた後の投票は許さない。

(立会人の選任)

第31条 開票の立会人は、当該総会において出席正会員のなかから選任する。

(開票)

第32条 選挙管理委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算し、投票の内

容を調査する。

(投票の判定)

第33条 選挙管理委員会は無効投票の判定について、開票立会人の意見を聞かなければ

ならない。

2 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
- (3) 単記投票の場合に数名の氏名を記載したもの。
- (4) 連記投票の場合に定数を超過して記載したもの。
- (5) 他事を記載したもの、但し敬称の類はこの限りではない。
- (6) 候補者の氏名を確認しがたいもの。

(有効投票)

第34条 連記投票の場合に候補者と候補者でない者の氏名を連記したときは、候補者に

対する投票を有効とする。

- 2 同一候補者の氏名を2個以上記載したときは、氏名1個だけを有効とする。
- 3 候補者の氏名が所定数に満たないときは、その数を有効とする。

(当選者の決定)

第35条 理事、監事、代議員は投票数の多い者から順次当選者とする。

2 同点の場合は同点であった両者とも総会における本決議に付し、過半数の賛成を得

たうえで得票数の多い方を選任する。

(候補者の欠如)

第36条 選挙は候補者についてこれを行なう。

- 2 候補者がいないとき、総会の決議により別段の方法によることができる。
- 3 定員に満たない数の立候補者があった場合は、総会出席者の過半数の賛成を得てこれを当選者とするを要する。

(当選者決定の処理)

第37条 選挙管理委員会は当選者が決定したときは、直ちにこれを議長に報告しなけれ

ばならない。

- 2 前項の報告を受けた議長は、速やかにこれを会長に報告し、会長は当選者並びに会員に報告しなければならない。
- 3 選挙後、当選者ごとに最終的な総会の決議を行わなければならない。

(辞任)

第38条 当選者は、正当な事由がない限り辞任することはできない。

(選挙録)

第39条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作製し、会長に提出、会長

はこれを保存しなければならない。

(不正行為)

第40条 不正の方法又は行為により当選した者は、当選を無効とする。

第3章 総会

(総会の順序)

第41条 会議は、特別の事項がない限り次の順序とする。

- (1) 開会
- (2) 定足数の確認
- (3) 会長挨拶
- (4) 議長、副議長の選出
- (5) 議事録署名人の選出
- (6) 会務報告
- (7) 特別委員会の報告
- (8) 議案の審議
- (9) 選挙管理委員の選出
- (10) 役員選挙
- (11) 東京都歯科医師会代議員及び予備代議員の選挙
- (12) 閉会

(閉会と延会)

第42条 議事日程を記載した事項を終ったときは、議長は閉会を宣言する。会議が終ら

ない場合でも議長は過半数の賛成を得て延会又は閉会することができる。

(発言の禁止)

第43条 議長が会議を開くことを宣言する前、又は閉会、若しくは延会を宣言した後は、

何人も議事について発言することはできない。

(議事日程の記載事項)

第44条 議事日程には、会議の日時及び会議に付する事項並びにその順序を記載しな

ければならない。

(特別委員会の報告)

第45条 特別委員会の審議した事項が議題となったときは、先ず委員長がその経過及び

結果を報告しなければならない。

2 委員長が前項の報告をする場合には、自己の意見を加えてはならない。

(字句の整理)

第46条 議案の条項中字句の整理を議長に委任することができる。

(発言の許可)

第47条 会議において発言するときは、すべて議長の許可を受けなければならない。

(発言の順序)

第48条 2人以上が発言を求めたときは、議長は発言順にこれを許可する。

(発言の範囲)

第49条 発言はすべて議題内の事項に限りその範囲を超えてはならない。

(賛否の表明)

第50条 議事日程に記載した事項について討論しようと思う者は、反対又は賛成の旨を

明らかにして発言しなければならない。

(質疑討論の終結)

第51条 質疑又は討論が終ったときは、議長はその終結を宣言する。

(表決)

第52条 議案について、審議が終了した後討議に入り、討議の終了した場合始めて議長

は議題を宣告して表決に付する。

(表決の方法)

第53条 表決の場合、議場にいない者は、表決に加わることはできない。但し書面又は

電磁的方法若しくは代理人を以って表決に加わることができる。

(表決に付する議題)

第54条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を宣言しなければならな

い。議長が表決に付する議題を宣言した後は、何人も議題の内容に渉る発言をする

ことはできない。

(議題の可否)

第55条 議長が表決を採ろうとするときは、議題を可とする者を挙手又は起立させ、そ

の多少を認定して可否の結果を宣言する。

2 議長は、前項において認定しがたいときは投票で表決を採らなければならない。

3 前項の投票を行なうときは、議題の可否だけを記入して投票する。

(議題の可決)

第56条 前項の規定にかかわらず議長は、議題についての異議の有無を会議にはかり、異議がないときは、議長は可決を宣言する。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第57条 会長は、定款第46条の規定により委員会を置く。

(委員会の種類)

第58条 委員会は、会長の諮問にこたえる機関及び総会の委任事項に関する審議機関の

2種とする。

2 会長の諮問機関を常任委員会と臨時委員会とする。

(1)常任委員会は、会務につきその部門に属する事項を審議する。(2)臨時委員会は、会長が特に臨時に必要と認めたものを審議する。

3 第1項の総会の委任事項を審議する機関を特別委員会とし、総会の決議により特定の事項を審議する。

4 常任委員会、臨時委員会及び特別委員会は、総会、理事会又は役員の特権を奪い、又は制約をすることはできない。

(常任委員会の定数と任期)

第59条 常任委員会の委員は、若干名とする。

2 常任委員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 常任委員の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

(常任委員会の構成等)

第60条 常任委員会は、委員長1名及び副委員長3名以内を互選する。

- 2 必要のあるときは、常任委員の互選によって小委員会若干名を置く。
- 3 委員会の成立には、委員の過半数の出席を要する。（常任委員会の種類、名称及び任務）

（事務局の設置）

第61条 常任委員会の種類、名称及び任務は、理事会の決議を経て会長が定める。

2 次の委員会を置く。

- (1) 裁定委員会
- (2) 保険委員会
- (3) 学術委員会
- (4) 公衆衛生委員会
- (5) 地域医療委員会
- (6) 厚生文化・医療管理委員会
- (7) 総務委員会
- (8) 広報委員会
- (9) 会計委員会
- (10) 警察歯科医会運営委員会

（臨時委員会）

第62条 臨時委員会の委員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、その事項の審議が終了したとき若しくは委嘱した会長の在任期

間終了を以って解任されるものとする。

（特別委員会）

第63条 特別委員会の委員は、総会で選出し、議長が指名し会長が委嘱する。

2 特別委員会は、正会員を以って構成する。

3 特別委員の定数については、総会で定める。

4 特別委員会の任期は、その事項の審議が終了したときを以って解任されるものとする。

る。

（特別委員会の審議結果の報告）

第64条 特別委員会は、その審議結果を会長及び総会に報告しなければならない。

（準用規定）

第65条 第59条および第60条の規定は臨時委員会及び特別委員会に準用する。

第5章 財産の管理

（刊行物の価格）

第66条 刊行物の価格は、理事会で定める。

（会費等の減免）

第67条 会長は特別の事情ある会員に対して、定額会費、定率会費の納入について、会

員からの申請に基づき、理事会が相応の理由があると認めた場合は、理事会の決議を経て会費、特別会費の一部又は全部を減免することができる。入会金についても

これに準ずる。

（職員の給与）

第68条 本会職員の給与、その他に関して必要な事項は本会の給与規定による。
(費用弁償)

第69条 役員及び委員並びに総会において必要と認めた者が会務遂行のために要した費

用はこれを弁償する。

(財産の管理)

第70条 本規則に定めるほか、財産の管理に関する必要な事項は、会計処理規程に基づ

いて行なう。

第6章 事務

第71条 この法人は、会務を処理するため事務局を設置し、職員を置くことができる。

2 前項の職員の選任及び解任は理事会の決議によって行う。

(職員)

第72条 職員及びその他の事務員は、この法人の服務規程により業務に従事する。

(事務取扱いの帳簿)

第73条 この法人は、事務取扱いのため下記帳簿を備えなくてはならない。

(1) 定款及び諸規則

(2) 会員名簿

(3) 役員名簿及びその履歴書

(4) 議事録及び会議録

(5) 定款第39条にある帳簿及び証拠書類

(6) 発信、受信書類

(7) その他必要な帳簿

(服務規則並びに給与規程)

第74条 職員の服務規則並びに給与規程については理事会で定める。

第7章 本則の改廃

(本則の改廃)

第75条 本則は総会の決議がなければ改正又は廃止することはできない。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。